

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年5月18日
【発行者名】	クローバー・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 西生 智久
【本店の所在の場所】	大阪市中央区内本町一丁目1番8号 アプリコ201
【事務連絡者氏名】	コンプライアンス室長 宮内 鋭
【電話番号】	03-3222-1220
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	らくちんファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	上限5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当ありません

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

「らくちんファンド」（以下「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型追加型証券投資信託受益権（以下、「受益権」といいます。）です。

当ファンドは、分配金再投資専用ファンドです。

当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当ファンドの委託者であるクローバー・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」ということがあります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。基準価額*は、委託会社にてご確認いただけます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、下記においてもご照会できます。

< 基準価額の照会先 >

クローバー・アセットマネジメント株式会社	
電話番号	(本社)06-4790-6200/ (東京オフィス)03-3222-1220
営業時間	午前9時～午後5時
定休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日（以下、「祝日」）並びに12月31日、1月2日、1月3日（以下「年末年始」）
ホームページ	http://www.clover-am.co.jp/

* 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除して得た額で、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

(5) 【申込手数料】

ありません。（無手数料）

(6) 【申込単位】

1万円以上1円単位

（ただし、定期積立プランについては1千円以上1千円単位）

収益分配金を再投資する場合は一円単位とします。

(7) 【申込期間】

平成24年5月21日（月）から平成25年5月20日（月）まで。

ただし、申込受付は、委託会社及び販売会社の営業日に限り行われます。

なお、申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

< 申込取扱場所 >

クローバー・アセットマネジメント株式会社()	
所在地	(本社) 〒540-0026 大阪市中央区内本町一丁目1番8号 アプリコ201 (東京オフィス) 〒102-0075 東京都千代田区三番町5番地37三番町葵ビル
電話番号	(本社) 06-4790-6200 / (東京オフィス) 03-3222-1220
営業時間	午前9時～午後5時
定休日	土曜日、日曜日、祝日ならびに年末年始

() クローバー・アセットマネジメント株式会社は、「委託会社」とともに、自己が発行した当該ファンドの受益権を自ら募集する「販売会社」も兼ねております。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、当ファンドの受託者である三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」ということがあります。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

前記(8) < 申込取扱場所 > にお支払い下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

申込の方法

イ. 当ファンドの受益権の取得申込は、申込期間の毎営業日に受け付けます。当該受益権の価額は、申込日の翌々営業日における基準価額とします。申込は1万円以上1円単位で行うものとします。買付け数で生ずる1口未満の端数の取扱いについては、委託会社又は販売会社にお問い合わせ下さい。

取得申込の受付は、原則として、午後3時までとします。受付時間を過ぎてからの申込は翌営業日の取扱とします。

ロ. 受益権の取得申込者は販売会社との間で、「総合取引約款」による「総合取引契約」を締結します。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。当ファンドの収益分配金、一部解約金、償還金は、社振法および前述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（以下、「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1. 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

当ファンドは、複数のファンドに分散投資を行う、ファンド・オブ・ファンズ()方式により、投資家の方々の長期的な資産形成のお手伝いをさせていただくことを目的とし、信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

<ファンドの基本性格>

社団法人投資信託協会による商品分類、および属性区分は以下のとおりです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本含む)	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月）	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファンド・オブ・ファンズ
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	日々 その他		
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの

属性区分の定義

その他資産 (投資信託証券 株式)	投資信託証券を通じて、主として、株式に投資するもの
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるもの
グローバル(日本含む)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本含む)の資産を源泉とする旨の記載があるもの
ファンド・オブ ・ファンズ	目論見書または投資信託約款において、投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに投資法人及び外国投資法人の投資証券への投資を主な目的とするもの

商品分類・属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ
(アドレス<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

<ファンドの特色>

1 「長期投資」を実現するためのファンドです。

- 長期的に安定した運用が行われているファンドであり、かつ将来にわたってもその運用が継続される可能性が高い複数のファンドを厳選します。
- 運用にあたっては、景気変動のサイクルに沿った、アセットアロケーションの切り替え（現預金と組入れファンドの投資比率の変更）を大前提とし、景気サイクルのダイナミズムを先取りする形で、資産配分を行っていきます。
- 運用にあたり、特定のベンチマークを設けることはしません。また、短期的な市場変動に惑わされることなく、長期的な資産の成長を目指して運用を行います。

2 投資対象ファンドを厳選します。

- 主として日本株、海外株等を投資対象とする投資信託証券を投資対象とします。
- ファンドの運用方針が明確で、一貫性があることを重視します。
- 運用資金が安定的に推移し、顧客から継続して支持を受けていることも重要な条件です。
- 基準価額の推移が運用方針と整合性を持っているかも重要な判断基準です。

現在、当ファンドは以下に示す指定投資信託証券を主要投資対象とします。

- ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA
（追加型株式投資信託/適格機関投資家限定）
- ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA
（追加型株式投資信託/適格機関投資家限定）
- TMA長期投資ファンド
（適格機関投資家限定）
- さわかみファンド

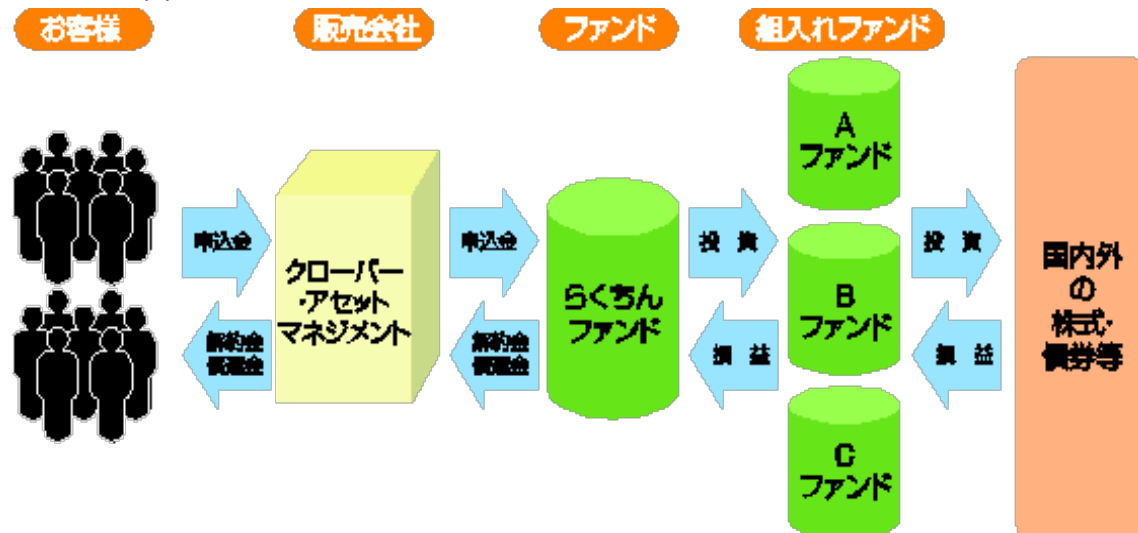
3 日本株および海外株へ広く投資します。

- 投資対象であるファンドを通じて、先進国から新興国まで幅広く世界の株式を中心に投資します。
- 国・企業の高い成長性を世界に求める一方で、グローバルな成長による恩恵を受ける日本企業へも日本株ファンドを通じて、積極的に投資を行います。
- 日本株と海外株の投資比率は50:50を当面の運用目標としておりますが、相場環境等により、この比率は大きく変わることがあります。

4 ファンド・オブ・ファンズの仕組み

- ファンド・オブ・ファンズとは、株式や債券等に直接投資をするのではなく、株式や債券等に投資されている複数の投資信託（ファンド）への投資を通じて、実質的に内外の株式等に投資を行うファンドです。（以下イメージ図参照）

<イメージ図>



各ファンドが主要投資対象とする各投資信託証券の運用の方針等については、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」2「投資方針」(2)「投資対象」(参考)指定投資信託証券についてをご参照ください。

<信託金限度額>

信託金の限度額は、5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

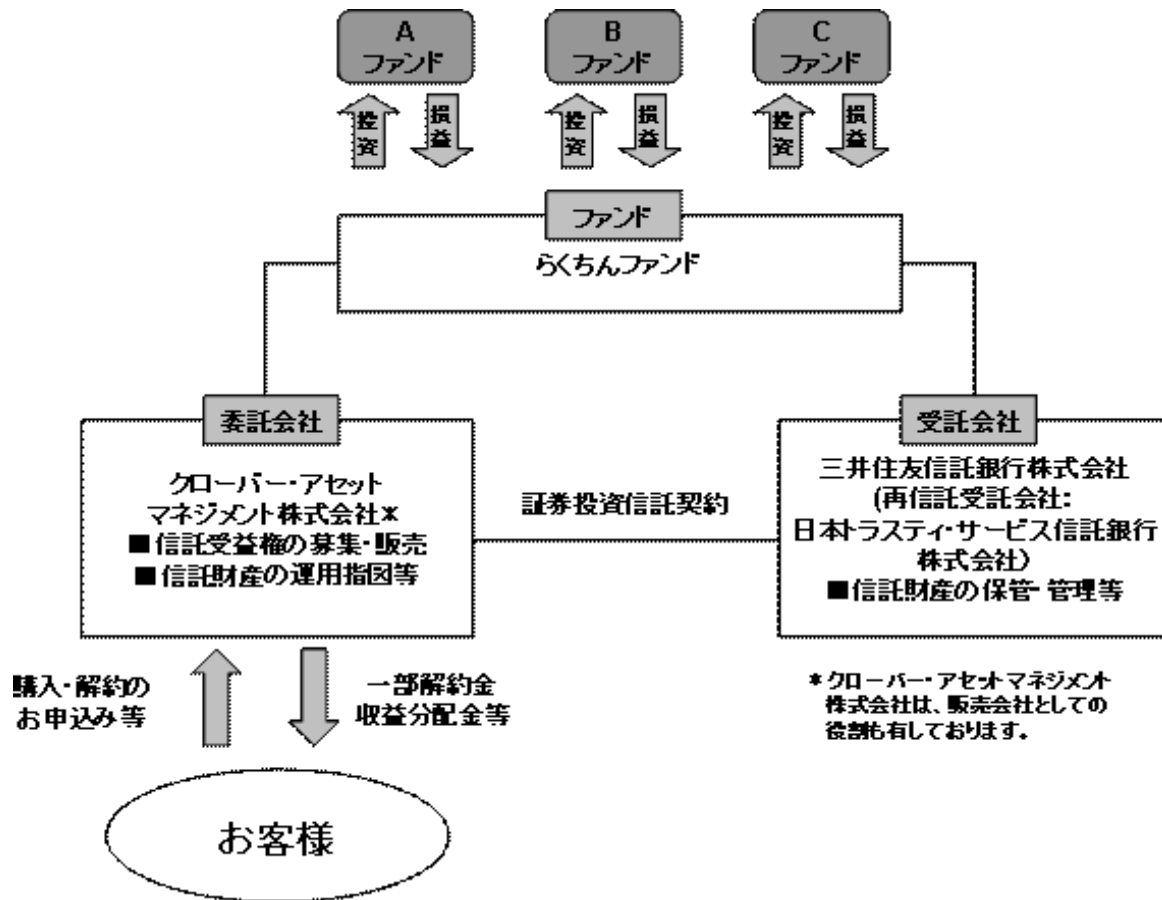
平成20年4月24日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

平成22年4月 1日 浪花おふくろ投信株式会社、かいたく投信株式会社、楽知ん投信株式会社の3社合併に伴い、ファンドの委託会社としての業務を楽知ん投信株式会社から浪花おふくろ投信株式会社（新社名：クローバー・アセットマネジメント株式会社）に

継承

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



< 事業内容 >

クローバー・アセットマネジメント株式会社 委託会社が自己の発行した当該ファンドの受益権を自ら募集するため、販売会社を兼ねております。	< 委託会社 > ファンドの設定、信託財産の運用指図、投資信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、目論見書及び運用報告書の作成、信託財産の計算（基準価額の計算）、信託財産に関する帳簿書類の作成等を行います。
	< 販売会社 > 自己が発行した受益権の募集および販売の取扱いを行い、目論見書の交付、運用報告書の交付、分配金・一部解約・償還金の支払いに関する事務を行います。また、口座管理機関として、受益権の帰属を明らかにするために口座管理簿への記載・記録業務を行います。
三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	< 受託会社 > 委託会社との信託契約の締結、信託財産の保管・管理・計算等の業務などを行い、分配金、解約金および償還金の委託会社へ交付を行います。なお、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託事務の一部を再信託いたします。

関係法人との契約の概要	概要
委託会社と受託会社との契約 「証券投資信託契約」	運用に関する事項、委託会社及び受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。なお、この信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届けられた信託約款の内容で締結されます。

委託会社の概況

委託会社名：クローバー・アセットマネジメント株式会社

所在地：本社：大阪市中央区内本町一丁目1番8号 アプリコ201

a. 資本の額（平成24年4月末日現在）

資本金	235百万円
発行する株式の総数	400,000株(甲種類) 320,000株(乙種類)
発行済株式の総数	59,918株(甲種類) 105,142株(乙種類)

b. 会社の沿革

- 平成18年 3月28日： 「浪花おふくろ投信株式会社」設立（資本金50百万円）
- 平成18年 9月 8日： 増資70百万円（資本金120百万円）
- 平成20年 1月29日： 金融商品取引業者<近畿財務局長（金商）第242号>
- 平成20年12月12日： 増資30百万円（資本金150百万円）
- 平成21年 7月17日： 増資35百万円（資本金185百万円）
- 平成22年 4月 1日： 楽知ん投信株式会社、かいたく投信株式会社と合併。
浪花おふくろ投信株式会社を存続会社として「クローバー・アセットマネジメント株式会社」に商号変更（資本金185百万円）。
- 平成22年 7月30日： 増資25百万円（資本金210百万円）
- 平成23年 7月 4日： 増資25百万円（資本金235百万円）

c. 大株主の状況（平成24年4月末日現在）

発行済株式の総数(a) および資本金	甲種類株式： 59,918株(a) 乙種類株式： 105,142株* 合計： 165,060株 資本金： 235百万円		
氏名、商号または名称	住所	保有株式数 (b)	比率 (b/a)
石津 史子	奈良県 奈良市	9,000 株	15.0%
中井 朱美	大阪府 大阪市	7,000 株	11.7%
樋栄 邦直	北海道 旭川市	5,850 株	9.8%

* 乙種類株式は議決権を有しません。

2. 【投資方針】

(1) 【投資方針】

A. 基本方針

当ファンドは、複数のファンドに分散投資を行う、ファンド・オブ・ファンズ方式により、投資家の方々の長期的な資産形成のお手伝いをさせていただくことを目的とし、信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

B. 投資態度

長期的に安定した運用が行われているファンドであり、かつ将来にわたってもその運用が継続される可能性が高い複数のファンドを選定します。

運用にあたっては、景気変動のサイクルに沿った、アセットアロケーションの切り替え（現預金と組入れファンドの投資比率の変更）を大前提とし、景気サイクルのダイナミズムを先取りする形で、資産配分を行っていきます。運用にあたり、特定のベンチマークを設けることはしません。

短期的な市場変動に惑わされることなく、長期的な資産の成長を目指して運用を行います。

1. 景気変動のサイクルに沿った、アセットアロケーションの切り替えを大前提とします。厳しい基準に基づいて選択されたファンドを活用し、景気サイクルのダイナミズムを先取りする形で、資産配分を行っていきます。
2. ファンド・オブ・ファンズの対象ファンドの選択に当たっては、ファンド運用方針が明確で、一貫性があることを重視し、ファンド・オブ・ファンズのパフォーマンスへの寄与を明確にします。ファンド選択の基準としては、運用資金が安定的に推移し、そのファンドの顧客から継続して支持を受けていることも重要な条件とします。また、運用内容のチェックとして、基準価額の推移が運用方針と整合性を持っているかどうかも重要な判断基準とします。

(2) 【投資対象】

主として国内外の株式等を投資対象とする投資信託証券を投資対象とします。

当ファンドは、以下に示す指定投資信託証券を主要投資対象とします。

- ・ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドS A（追加型株式投資信託/適格機関投資家限定）
- ・ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドS A（追加型株式投資信託/適格機関投資家限定）
- ・TMA長期投資ファンド（適格機関投資家限定）
- ・さわかみファンド

* 上記は、平成24年4月末日現在の指定投資信託証券です。

この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定める「特定資産」の種類をいいます。）は次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形

この信託においては、前項各号に掲げる特定資産のほか、次に掲げる特定資産以外の資産を投資の対象とします。

- 1) 為替手形

投資の対象とする有価証券および金融商品の指図範囲等

別に定める投資信託証券（金融商品取引法第2条第1項第10号および第11号で定めるものをいいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみ

なされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号の証券又は証書の性質を有するもの
- 3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）尚、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

投資の対象とする金融商品

上記 に掲げる有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産に属する外貨建資産についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(参考)指定投資信託証券について

指定投資信託証券の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成23年4月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は、平成24年4月末日現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

指定投資信託証券の中には、直接市場に投資するものも、ファミリーファンド方式でマザーファンドを通じて投資するものもあります。

指定投資信託証券の名称について、「（適格機関投資家限定）」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

< 指定投資信託証券の概要 >

種類・項目	
-------	--

運用の基本方針	ファンドの名称	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドS A（追加型株式投資信託/適格機関投資家限定）
	基本方針	<p>コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているニッポンコムジェスト・エマージング マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）受益証券への投資を通して、主として新興諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。</p> <p>親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>信託財産が運用対象とする有価証券または信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するための有価証券先物取引等を行いません。</p> <p>有価証券の貸付は行いません。</p>
	投資対象	親投資信託受益証券を主要投資対象とします。
	投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外国為替予約取引は約款第25条の範囲で行います。</p>
	収益分配方針	<p>毎決算時（原則として12月25日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。</p> <p>留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>

ファンドにかかる費用	信託報酬	総額：1.05%（消費税込）
	販売手数料	なし
	信託財産留保金	なし
	その他の費用	<p>ファンドに組入れる有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、および売買委託手数料に対する税金等の費用は、信託財産が負担します。</p> <p>その他、信託財産に関する租税、信託事務の処理および信託財産の財務諸表の監査に要する諸費用等（消費税に相当する金額を含みます。）並びに受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</p>
その他	委託会社	日本コムジェスト株式会社
	受託会社	野村信託銀行株式会社
	信託期間	無期限
	決算日	12月25日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日

種類・項目	
-------	--

運用の基本方針	ファンドの名称	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンド S A（追加型株式投資信託/適格機関投資家限定）
	基本方針	<p>コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているニッポンコムジェスト・ヨーロッパ マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）受益証券への投資を通して、主としてヨーロッパ諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。</p> <p>親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>信託財産が運用対象とする有価証券または信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するための有価証券先物取引等を行いません。</p> <p>有価証券の貸付は行いません。</p>
	投資対象	親投資信託受益証券を主要投資対象とします。
	投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外国為替予約取引は約款第25条の範囲で行います。</p>
	収益分配方針	<p>毎決算時（原則として12月25日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。</p> <p>留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>

ファンドにかかる費用	信託報酬	総額：1.05%（消費税込）
	販売手数料	なし
	信託財産留保金	なし
	その他の費用	<p>ファンドに組入れる有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、および売買委託手数料に対する税金等の費用は、信託財産が負担します。</p> <p>その他、信託財産に関する租税、信託事務の処理および信託財産の財務諸表の監査に要する諸費用等（消費税に相当する金額を含みません。）並びに受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</p>
その他	委託会社	日本コムジェスト株式会社
	受託会社	野村信託銀行株式会社
	信託期間	無期限
	決算日	12月25日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日

種類・項目		
運用の基本方針	ファンドの名称	TMA長期投資ファンド（適格機関投資家限定）
	基本方針	当ファンドは、投資信託財産の長期的な成長を目指して、運用を行います。
	主な投資対象	<p>主として「東京海上長期投資マザーファンド」受益証券に投資を行います。</p> <p>（参考）マザーファンドの主な投資対象：国内外の株式および国内外の債券</p>
	運用方針	<p>< 運用の基本方針 ></p> <p>この投資信託は、主として「東京海上長期投資マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。</p> <p>< 主要投資対象 ></p> <p>主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、このほか株式等に直接投資することがあります。</p> <p>< 投資態度 ></p> <p>国内外の株式および国内外の債券を主要投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。</p> <p>当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。</p> <p>実質組入外貨建資産に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>資金動向、市況動向等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。</p>
	収益分配方針	無分配

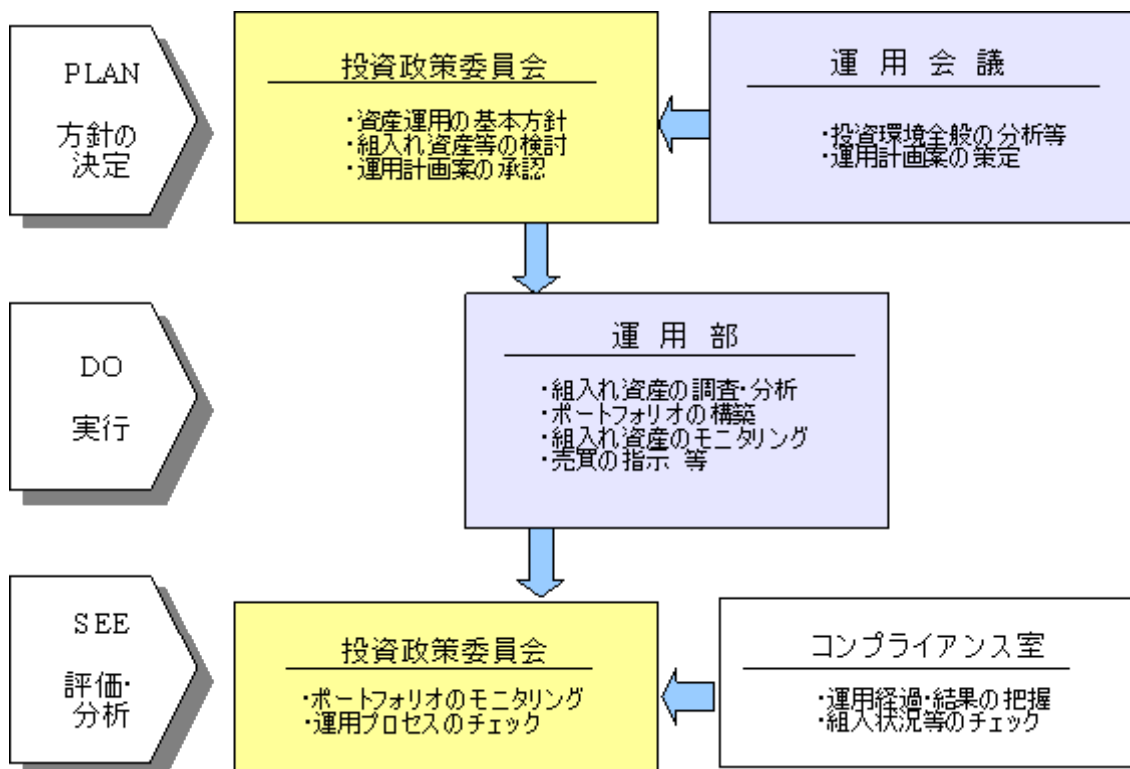
ファンドにかかる費用	信託報酬	純資産総額に対し年率0.49875%（税抜0.475%）
	販売手数料	なし
	信託財産留保金	解約時の基準価額の0.3%
	その他の費用	監査報酬（純資産総額に対し、税込年0.0105%（上限31.5万円）、有価証券売買時の売買委託手数料、信託事務等に要する諸費用等をファンドの信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。
その他	委託会社	東京海上アセットマネジメント投信株式会社
	受託会社	三井住友信託銀行株式会社
	信託期間	無期限
	決算日	毎年5月15日（休業日の場合は翌営業日）

種類・項目		
運用の基本方針	ファンドの名称	さわかみファンド
	基本方針	投資家の方々の資産形成をお手伝いするために、円ベースでの信託財産の長期的な成長を図ることを目的としています。
	投資対象および投資制限	国内外の株式等を主要投資対象としますが、投資対象には特に制限を設けず、積極的かつ長期スタンスの運用により信託財産の成長を目指します。
	投資態度	運用にあたっては、経済の大きなうねりをとらえて先取り投資することを基本とし、その時点で最も割安と考えられる投資対象に資産を集中配分します。その投資対象資産の中で、将来価値から考えて市場価値が割安と考えられる銘柄に選別投資し、割安が解消するまで持続保有する「バイ・アンド・ホールド型」の長期投資を基本とします。上記『割安であること』の判断の精度を維持・向上するために、経済全般および個別銘柄について徹底したリサーチ活動を継続します。 当ファンドは運用の成果について目標とするベンチマークは設定しませんし、短期的な成績向上を狙うような無理な投資はしませんが、必要と考えるリスクは敢然と取ります。また、長期的な運用成果を向上させるために、株主総会での議決権行使なども積極的に行っていきます。
	収益分配方針	収益の分配は、年に1回とします。 分配金額は、基準価額水準、市況動向、等を勘案して決定します。（分配を行わないこともあります。） 分配金は、税金が差引かれた後で自動的に再投資されます。

ファンドにかかる費用	信託報酬	純資産総額に対し年率1.05%（税抜1.00%）
	販売手数料	なし
	信託財産留保金	1.5%（ただし、一部解約の額が信託財産留保金の控除前で50万円以下の場合に限り、信託財産留保金は控除されません。）
	その他の費用	ファンドに組入れる有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、および売買委託手数料に対する消費税相当額等の費用は、信託財産が負担します。 その他、信託事務の処理に要する諸費用、監査費用、受託者の立替えた立替金の利息等は、信託財産から収受する信託報酬より委託会社が支弁します。
その他	委託会社	さわかみ投信株式会社
	受託会社	野村信託銀行株式会社
	信託期間	無期限
	決算日	毎年8月23日の年1回。休業日にあたる場合には、その翌営業日。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



* 運用体制は平成24年4月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

* 当社では、信託財産の適正な運用および受益者との利益相反となる取引の防止を目的として、「内部者取引の管理等に関する規則」「コンプライアンス・マニュアル」等の社内諸規則を設けております。また、「運用規程」「ファンドマネージャー規程」を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めております。

< 運用会議 >

毎週 1 回会議を開催
 運用部長および運用担当者で構成
 投資環境全般の分析・検討、資産配分の検討
 運用計画案の策定

?

< 投資政策委員会 >

毎月 1 回会議を開催
 運用部長を議長とし、代表取締役、運用担当者、業務管理部長、コンプライアンス室長で構成
 資産運用の基本方針、組入れ資産等の検討および運用部からの運用計画案を承認
 投資政策委員会議事録を作成

?

< 運用部 >

投資政策委員会の決定した運用計画の実行（ポートフォリオの構築、売買の指示）、組入れ資産の調査・分析およびモニタリング等

?

< 投資政策委員会 >

運用成果、運用プロセス等のチェックおよび分析管理
 ポートフォリオのモニタリングおよび評価

< コンプライアンス室 >

運用経過および結果の把握
 運用の基本方針等の遵守状況のチェック

(4) 【分配方針】

a. 収益分配方針

当ファンドは、毎決算時に原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等の理由により分配を行わないことがあります。

留保益の運用方針

収益分配に充てなかった利益の運用については、特に制限を設けません。委託会社の判断に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

- b. 当ファンドは分配金再投資専用です。収益分配金は所得税および地方税を控除した金額を、ファンドの受益権の取得申込金として、受益者（委託会社の指定する第一種金商品取引業者および登録金融機関を含みます。）毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。

収益分配金を再投資する場合は、販売手数料はかかりません。

(5) 【投資制限】

- ・ 投資信託証券への投資割合等には制限を設けません。
- ・ 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。ただし、約款または規約等においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている投資信託証券については制限を設けません。

- ・外貨建資産への投資には制限を設けません。
- ・株式への直接投資は行いません。
- ・デリバティブの直接利用は行いません。

3. 【投資リスク】

投資リスク

当ファンドは、株式などに投資する投資信託証券に投資しますので（ファンド・オブ・ファンズ方式といいます。）基準価額はそれら組入株式等の値動きにより変動します。また、原則として為替ヘッジを行いませんので、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動により基準価額は変動します。当ファンドは元本および利回りが保証されているものではありませんので、基準価額が下落した場合には損失を被る場合があります。したがって、投資家の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

主なリスクは以下の通りですが、当ファンドにかかる全てのリスクを完全には網羅しておりませんので、ご留意下さい。

(1) 価格変動リスク

当ファンドは、国内外の株式へ投資する投資信託への投資を通じて間接的に投資を行います。株価は、国内外の政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、ファンドは新興国の株式や新規公開株にも間接的に投資することがありますが、新興国の株式は先進国に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、新規公開株式は一般的に価格変動が大きくなる傾向があります。組入れ銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、その結果元本を割込むことがあります。

(2) 為替変動リスク

当ファンドは、世界各国の各種の通貨建て有価証券等に投資しますが、円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることとなります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府、中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

(3) カントリー・リスク

外国証券への投資には、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により混乱が生じた場合には基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。その場合に基準価額は下落し、損失を被る場合があります。

(4) 信用リスク

投資した株式について、発行者の経営、財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、基準価額の下落の要因のひとつです。

(5) 流動性リスク

市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、組入れ有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受ける

ことがあります。

(6) 大量解約に伴うファンドの資産売却によるリスク

一時に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金の手当てのため保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際に当該保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、その結果、基準価額が大きく変動する可能性があります。

(7) その他

（短期金融商品の信用リスク）

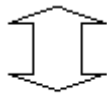
ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生する可能性があります。

リスク管理体制

当社におけるリスク管理体制は以下の通りです。

コンプライアンス室

- ・当ファンドの基本方針等についての遵守状況のモニタリング
- ・法令諸規則ならびに信託約款規定事項との整合性チェック
- ・運用部門と業務部門の機能の明確な分離



投資政策委員会

- ・運用成果とポートフォリオ全体のリスク分析管理
- ・運用プロセスリスクについてのチェック

業務管理部

- ・当ファンドの純資産総額等の日次管理
- ・顧客管理等の事務リスクの管理

リスク管理体制は、平成24年4月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4. 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。（無手数料）

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料

ありません。（無手数料）

信託財産留保額

基準価額に対して0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額とします。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の90の率に消費税等相当額を加算した金額とします。信託報酬にかかる委託会社、受託会社お

よび販売会社の間での配分は次のとおりとなります。

信託報酬の総額	委託会社	販売会社	受託会社
年率0.945% (税抜0.90%)	年率0.4935% (税抜0.47%)	年率0.42% (税抜0.40%)	年率0.0315% (税抜0.03%)

- ・信託報酬は、毎計算期間の3ヶ月毎の終了日（当該日が休業日のときは翌営業日とします。）および毎計算期末又は信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。
- ・信託報酬に対する消費税等相当額の費用を信託財産は負担します。
税額は、平成24年4月末日現在のものであり、税法が改正された場合は、その内容が変更されることがあります。
この他にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。前記「指定投資信託証券の概要」を参照下さい。
なお、ファンドの信託報酬等にファンドが投資対象とする指定投資信託証券の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率等について試算した概算値は、年1.6% ± 0.3%です。ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の指定投資信託証券の組入れ状況等によっては、変動します。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産で間接的に負担する費用・税金

ファンドに組入れる有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料および売買委託手数料に対する消費税等相当額の費用は、信託財産が支弁します。

その他

その他、有価証券届出書、有価証券報告書、運用報告書および目論見書など法定資料の作成・交付にかかる費用ならびに信託事務の処理に要する諸費用、監査費用、受託会社の立替えた立替金の利息等は、信託財産から収受する信託報酬より委託会社が支弁します。

委託者は、上記の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.1%を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時係る諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。当該諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されません。

< 手数料等に関する照会先(委託会社) >

名称	クローバー・アセットマネジメント株式会社
電話番号	(本社)06-4790-6200/(東京オフィス)03-3222-1220
お問い合わせの受付時間	午前9時～午後5時 定休日：土曜日・日曜日・祝日ならびに年末年始
ホームページ	http://www.clover-am.co.jp/

(5) 【課税上の取扱い】

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、その内容が変更されることがあります。

個別元本方式について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（販売手数料および当該販売手数料にかかる消費税等相当額は含みません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の＜収益分配金の課税について＞をご参照下さい。）

一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

個人の受益者に対する課税

収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%及び地方税3%）の税率*で源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時および償還時の譲渡益については、10%（所得税7%及び地方税3%）の税率*により申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の場合、10%（所得税7%及び地方税3%）の税率*で源泉徴収され、申告は不要となります。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との通算が可能です。

*平成24年12月31日まで適用される税率です。平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%及び地方税3%）、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）の税率となる予定です。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率*で源泉徴収されます。

なお、益金不算入制度は適用されません。

*平成24年12月31日まで適用される税率です。平成25年1月1日から平成25年12月31日まで
は7.147%（所得税7%及び復興特別所得税0.147%）、平成26年1月1日以降は15.315%
（所得税15%及び復興特別所得税0.315%）の税率となる予定です。

（注）税法が改正された場合、上記の内容は変更になることがあります。課税上の取扱い
につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5. 【運用状況】

(1) 【投資状況】

（平成24年4月末日現在）

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	430,987,497	87.62
内 日本	430,987,497	87.62
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	60,922,924	12.38
純資産総額	491,910,421	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

主要銘柄の明細

（単位：円）

	銘柄名 地域	種類 業種	口数	簿価単価 簿価	評価単価 時価	投資 比率
1	ニッポンコムジェスト・エマ ージングマーケット・ファンドS A（追加型株式投資信託/適格 機関投資家限定） 日本	投資信託 受益証券 -	144,280,642	0.9206 132,839,187	0.8879 128,106,782	26.04%
2	ニッポンコムジェスト・ ヨーロッパ・ファンドS A（追 加型株式投資信託/適格機関投 資家限定） 日本	投資信託 受益証券 -	87,316,060	0.8271 72,227,844	0.8688 75,860,192	15.42%
3	さわかみファンド 日本	投資信託 受益証券 -	123,219,634	1.1729 144,536,630	1.1399 140,458,060	28.55%
4	TMA長期投資ファンド （適格機関投資家限定） 日本	投資信託 受益証券 -	100,689,152	0.8534 85,938,191	0.8597 86,562,463	17.60%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	87.62%
合計	87.62%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年4月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成20年 4月24日)	92,395,000	-	1.0000	-
第1期計算期間末 (平成21年 2月25日)	224,677,353	224,677,353	0.6704	0.6704
第2期計算期間末 (平成22年 2月25日)	362,479,403	362,479,403	0.8231	0.8231
第3期計算期間末 (平成23年 2月25日)	449,520,966	449,520,966	0.8508	0.8508
第4期計算期間末 (平成24年 2月27日)	506,281,946	506,281,946	0.8300	0.8300
平成23年 4月末	470,970,406	-	0.8635	-
平成23年 5月末	471,355,903	-	0.8473	-
平成23年 6月末	478,321,845	-	0.8483	-
平成23年 7月末	481,932,089	-	0.8392	-
平成23年 8月末	447,099,571	-	0.7687	-
平成23年 9月末	438,563,599	-	0.7434	-
平成23年10月末	462,840,432	-	0.7774	-
平成23年11月末	444,183,904	-	0.7375	-
平成23年12月末	445,181,372	-	0.7334	-
平成24年 1月末	472,751,125	-	0.7666	-
平成24年 2月末	507,879,147	-	0.8321	-
平成24年 3月末	520,790,836	-	0.8520	-
平成24年 4月末	491,910,421	-	0.8212	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間(自 平成20年4月24日 至 平成21年2月25日)	0
第2計算期間(自 平成21年2月26日 至 平成22年2月25日)	0
第3計算期間(自 平成22年2月26日 至 平成23年2月25日)	0
第4計算期間(自 平成23年2月26日 至 平成24年2月27日)	0

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間（自 平成20年4月24日 至 平成21年2月25日）	32.96
第2計算期間（自 平成21年2月26日 至 平成22年2月25日）	22.78
第3計算期間（自 平成22年2月26日 至 平成23年2月25日）	3.37
第4計算期間（自 平成23年2月26日 至 平成24年2月27日）	2.44

（注）収益率は、以下の計算式により算出しております。

$$\text{収益率} = (\text{計算期間末の基準価額} - \text{当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額}) \div \text{前期末の基準価額} \times 100$$

第1期は、前期末の基準価額を10,000円（1万口当たり）にて計算しております。なお、小数点以下3桁目を四捨五入し、小数点以下2桁目まで表示しております。

（参考情報）

運用実績 (2012年4月27日現在)

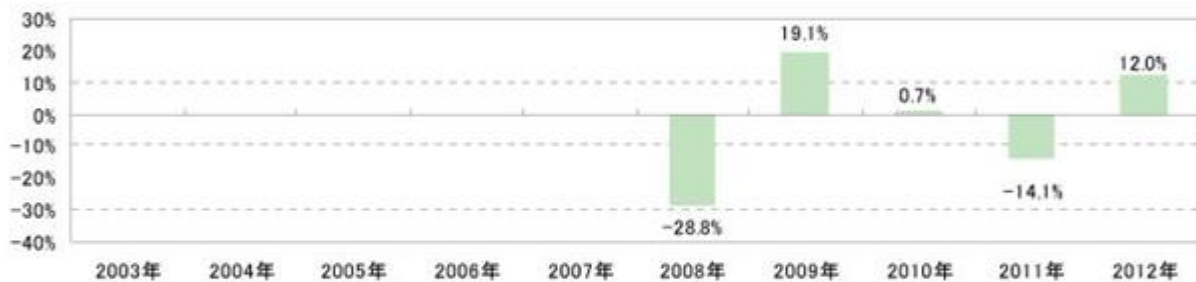
基準価額・純資産総額の推移



分配の推移(税引前)

決算期	1万口当たりの分配金
2009年2月25日	-円
2010年2月25日	-円
2011年2月25日	-円
2012年2月27日	-円
設定来累計	-円

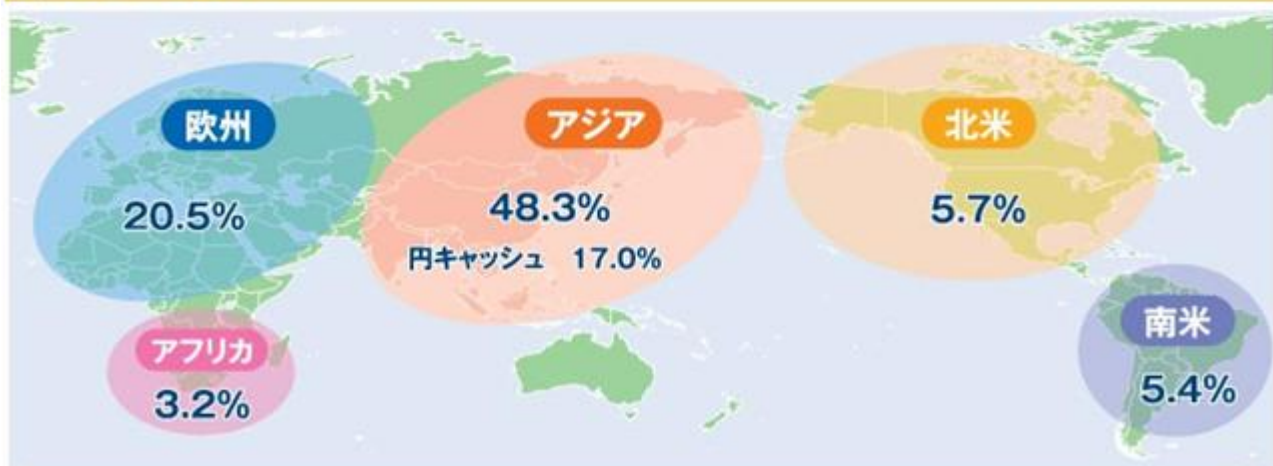
年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークがありません。

※2008年は、ファンドの設定日(2008年4月24日)から年末までの騰落率です。

主な投資対象地域



※当該実績は過去のものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
※最新の運用実績は、クローバー・アセットマネジメント株式会社のホームページでご確認いただけます。

主な資産の状況

順位	投資信託証券	投資比率
1	さわかみファンド	28.6%
2	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA	26.0%
3	TMA長期投資ファンド	17.6%
4	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA	15.4%

組入上位 10 銘柄

■さわかみファンド(2012年4月末現在)

順位	銘柄名称	業種	国・地域	比率
1	トヨタ自動車	輸送用機器	日本	4.3%
2	ブリヂストン	ゴム製品	日本	3.4%
3	三菱重工業	機械	日本	2.9%
4	花王	化学	日本	2.4%
5	国際石油開発帝石	鉱業	日本	2.4%
6	商船三井	海運業	日本	2.2%
7	信越化学工業	化学	日本	2.1%
8	デンソー	輸送用機器	日本	1.9%
9	パナソニック	電気機器	日本	1.8%
10	ホンダ	輸送用機器	日本	1.7%

■ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA(2012年4月末現在)

順位	銘柄名称	業種	国・地域	比率
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR-ADR	情報技術	台湾	6.6%
2	HEINEKEN NV	生活必需品	オランダ	4.0%
3	CHINA LIFE INSURANCE	金融	中国	3.8%
4	JBS SA	生活必需品	ブラジル	3.8%
5	CCR SA	資本財・サービス	ブラジル	3.3%
6	NHN CORP	情報技術	韓国	3.3%
7	CIELO SA	情報技術	ブラジル	3.2%
8	MOBILE TELESYSTEMS -ADR	電気通信サービス	ロシア	3.2%
9	BHARAT HEAVY ELECTRICALS	資本財・サービス	インド	3.1%
10	TENCENT HOLDINGS	情報技術	中国	3.1%

■TMA長期投資ファンド(2012年4月末現在)

順位	銘柄名称	業種	国・地域	比率
1	キーエンス	産業用エレクトロニクス	日本	3.5%
2	デンソー	自動車	日本	3.0%
3	浜松ホトニクス	産業用エレクトロニクス	日本	2.8%
4	関西ペイント	基礎素材	日本	2.7%
5	ミスミグループ本社	商社	日本	2.5%
6	三菱商事	商社	日本	2.5%
7	キヤノン	産業用エレクトロニクス	日本	2.5%
8	セブン銀行	銀行	日本	2.4%
9	SMC	機械	日本	2.4%
10	リンナイ	建設・住宅・不動産	日本	2.4%

■ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA(2012年4月末現在)

順位	銘柄名称	業種	国・地域	比率
1	ESSILOR INTL	ヘルスケア	フランス	6.5%
2	SODEXO	一般消費財・サービス	フランス	5.5%
3	SAP AG	情報技術	ドイツ	5.3%
4	DASSAULT SYSTEMES SA	情報技術	フランス	5.0%
5	INDITEX	一般消費財・サービス	スペイン	5.0%
6	DANONE	生活必需品	フランス	4.9%
7	LINDE AG	素材	ドイツ	4.4%
8	NOVO NORDISK A/S-B	ヘルスケア	デンマーク	4.2%
9	COLOPLAST -B	ヘルスケア	デンマーク	4.2%
10	LVMH MOET HENNESSY	一般消費財・サービス	フランス	4.0%

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)

第1計算期間 (自 平成20年4月24日 至 平成21年2月25日)	339,749,330	4,597,005	335,152,325
第2計算期間 (自 平成21年2月26日 至 平成22年2月25日)	113,622,349	8,379,560	440,395,114
第3計算期間 (自 平成22年2月26日 至 平成23年2月25日)	115,223,714	27,287,922	528,330,906
第4計算期間 (自 平成23年2月26日 至 平成24年2月27日)	106,134,230	24,473,522	609,991,614

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、第一部「証券情報」にしたがって受益権の募集が行われます。

1) 申込の受付場所

当ファンドの取得の申込は、下記の申込取扱場所で行っています。

< 申込取扱場所(委託会社) >

名称	クローバー・アセットマネジメント株式会社()
所在地	(本社) 〒540-0026 大阪市中央区内本町一丁目1番8号アプリコ201 (東京オフィス) 〒102-0075 東京都千代田区三番町5番地37三番町葵ビル
電話番号	(本社)06-4790-6200/ (東京オフィス)03-3222-1220
営業時間	午前9時～午後5時
定休日	土曜日、日曜日、祝日ならびに年末年始

() クローバー・アセットマネジメント株式会社は、「委託会社」であるとともに、自己が発行した当該ファンドの受益権を自ら募集する「販売会社」も兼ねております。

2) 申込価額

申込価額：取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

* 取得申込の受付は原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからの申込は翌営業日の取扱とします。

* 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込の受付を取消することができます。

3) 申込単位

1万円以上1円単位

4) 申込手数料

ありません。(無手数料)

5) ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

< 照会先(委託会社) >

名称	クローバー・アセットマネジメント株式会社()
電話番号	(本社)06-4790-6200/ (東京オフィス)03-3222-1220
お問い合わせの受付時間	午前9時～午後5時 定休日：土曜日、日曜日、祝日ならびに年末年始
ホームページ	http://www.clover-am.co.jp

* 受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関との振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託のつど、振替機関の定める

方法により、振替機関への当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

当ファンドは、原則としてファンドの設定日以降のいつでも換金することができます。

- 1) 受益者は、委託会社に1円以上1円単位の『金額指定』、または『全額換金』の指示をもって、一部解約の請求をすることができます。（『金額指定』解約の場合、計算時に口座残高が請求金額に満たない場合には、自動的に『全額換金』として処理されます。）
- 2) 当該解約口数の計算には原則として申込日の翌々営業日における解約価額（基準価額から信託財産留保額を控除したもの）を用います。解約口数の計算で生ずる1口未満の端数の取扱いについては、委託会社又は販売会社にお問い合わせください。
解約価額は、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。
- 3) 解約代金は、原則として解約の実行の請求を受付けた日から起算して6営業日目から支払われます。
- 4) 解約価額の照会方法
解約価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社または販売会社に問合せることにより知ることができます。なお、解約価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。当ファンドの解約価額について委託会社の照会先は次の通りです。

< 照会先(委託会社) >

名称	クローバー・アセットマネジメント株式会社()
電話番号	(本社)06-4790-6200/ (東京オフィス)03-3222-1220
お問い合わせの受付時間	午前9時～午後5時 定休日：土曜日、日曜日、祝日ならびに年末年始
ホームページ	http://www.clover-am.co.jp

5) 途中解約の請求の受付を中止する特別な場合

- (a) 金融商品取引所における取引停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で途中解約の実行の請求の受付を中止すること、及び既に受付けた途中解約の実行の請求の受付を取消す事ができます。
- (b) 途中換金が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、途中解約中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中解約の実行の請求を受付たものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- a. 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。
- b. 基準価額（受益権1口当りの純資産価額を表示したもの）は、毎営業日に委託会社及び販売会社にお問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は、原則として翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

< 照会先(委託会社) >

名称	クローバー・アセットマネジメント株式会社()
電話番号	(本社)06-4790-6200/ (東京オフィス)03-3222-1220
お問い合わせの 受付時間	午前9時～午後5時 定休日：土曜日、日曜日、祝日ならびに年末年始
ホームページ	http://www.clover-am.co.jp

c. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(2) 【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、無期限です。

ただし、後述(5)「その他」 a. 信託の終了の場合には、信託は終了します。

(4) 【計算期間】

計算期間は、原則として毎年2月26日から翌年2月25日までとします。なお、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、後述(5)「その他」 a. 信託の終了による解約の日までとします。

(5) 【その他】

a. 信託の終了

- イ. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、一部解約により純資産総額が10億円を下回るとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ロ. 委託会社は、前記イの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- ハ. 前記ロの書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ. 前記ロの書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ホ. 前記ロから二までの規定は、以下に掲げる場合には適用しません。
 1. 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ロから二までの規定による信託契約の解除の手続きを行うことが困難な場合
 2. 委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、こ

の信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合

- へ. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ト. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「b. 信託約款の変更二.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 - チ. 後述の「e. 受託会社の辞任に伴う取扱い口.」に該当することとなったときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 信託約款の変更
- イ. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更すること又はこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更又は併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - ロ. 委託会社は、前記イ.の事項（前記イ.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限る。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
 - ハ. 前記ロ.の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができま。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ニ. 前記ロ.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ホ. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - へ. 前記ロ.からホ.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ト. 前記イ. からへ. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
 - チ. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記イ.からホ.の規定に従います。
- c. 運用報告書等の作成
- 当ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書の提出が計算期間の終了毎になされます。また委託会社は「投資信託財産の計算書に関する規則」の定めるところにより、計算期間の終了毎に運用報告書を作成し、かつ、知られたる受益者に交付します。
- d. 信託財産に関する報告
- 受託会社は、毎決算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了のときには最終計算を行い、信託財産に関

する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

e. 受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

イ. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は上記b.の規定に従い、新受託会社を選任します。

ロ. 委託会社が新受託会社を選任することができないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

f. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子広告により行い、次のアドレスに掲載します。
<http://www.clover-am.co.jp/>

ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載します。

g. 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、所定の事務を委託します。

h. 委託会社の事業譲渡及び承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

i. 信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めま

す。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

a. 収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて委託会社が支払いを決定した収益分配金を請求する権利を有します。当ファンドは分配金再投資を行う受益者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託会社または販売会社に支払います。この場合委託会社または販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。

b. 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）の翌営業日目以降）から受益者に支払います。償還金の支払いは、委託会社または販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

c. 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に1円単位の『金額指定』または『全額換金』の指示をもって一部解約の実行を請求する権利を有します。一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

d. 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

e. 反対者の買取請求権

信託契約の解約(7.「管理及び運用の概要」(1)資産管理等の概要 その他a.信託の終了)、または信託約款の変更(同b.信託約款の変更)を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

f. 受益者集会

受益者集会は開催しません。したがって、その議決権等は存在しません。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（平成22年2月26日から平成23年2月25日まで）及び第4期計算期間（平成23年2月26日から平成24年2月27日まで）の財務諸表について、イデア監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】
らくちんファンド
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 平成23年2月25日現在	第4期 平成24年2月27日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	916,115	398,273
コール・ローン	86,498,978	71,948,921
投資信託受益証券	363,892,618	435,541,852
流動資産合計	451,307,711	507,889,046
資産合計	451,307,711	507,889,046
負債の部		
流動負債		
未払解約金	300,000	-
未払受託者報酬	35,258	37,399
未払委託者報酬	1,023,097	1,085,052
その他未払費用	428,390	484,649
流動負債合計	1,786,745	1,607,100
負債合計	1,786,745	1,607,100
純資産の部		
元本等		
元本	528,330,906	609,991,614
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	78,809,940	103,709,668
（分配準備積立金）	86,932	87,304
元本等合計	449,520,966	506,281,946
純資産合計	449,520,966	506,281,946
負債純資産合計	451,307,711	507,889,046

（ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第3期	第4期
	自 平成22年2月26日 至 平成23年2月25日	自 平成23年2月26日 至 平成24年2月27日
営業収益		
受取利息	48,248	42,695
有価証券売買等損益	18,445,538	3,350,766
営業収益合計	18,493,786	3,308,071
営業費用		
受託者報酬	128,471	145,361
委託者報酬	3,727,941	4,217,461
その他費用	428,390	484,649
営業費用合計	4,284,802	4,847,471
営業利益又は営業損失（ ）	14,208,984	8,155,542
経常利益又は経常損失（ ）	14,208,984	8,155,542
当期純利益又は当期純損失（ ）	14,208,984	8,155,542
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	489,374	716,369
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	77,915,711	78,809,940
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,811,483	3,773,411
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,811,483	3,773,411
剰余金減少額又は欠損金増加額	19,425,322	21,233,966
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	19,425,322	21,233,966
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	78,809,940	103,709,668

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第3期	第4期
	自 平成22年2月26日 至 平成23年2月25日	自 平成23年2月26日 至 平成24年2月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	-	計算期間末日の取扱い 当ファンドの計算期間は、原則として毎年2月26日から翌年2月25日までであります。平成24年2月25日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を平成24年2月27日としております。このため当計算期間は、平成23年2月26日から平成24年2月27日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第3期	第4期
	平成23年2月25日現在	平成24年2月27日現在
1. 期首元本額	440,395,114円	528,330,906円
期中追加設定元本額	115,223,714円	106,134,230円
期中一部解約元本額	27,287,922円	24,473,522円
2. 計算期間末日における受益権の総数	528,330,906口	609,991,614口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は78,809,940円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は103,709,668円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第3期	第4期
	自 平成22年2月26日 至 平成23年2月25日	自 平成23年2月26日 至 平成24年2月27日

<p>1. 分配金の計算過程</p>	<p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(36,679円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(13,124円)及び分配準備積立金(50,253円)より分配対象額は100,056円(1口当たり0.000189円)であります。分配は行っておりません。</p>	<p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(32,428円)及び分配準備積立金(87,304円)より分配対象額は119,732円(1口当たり0.000196円)であります。分配は行っておりません。</p>
--------------------	---	--

(金融商品に関する注記)

(追加情報)

<p>第3期 自 平成22年 2月26日 至 平成23年 2月25日</p>	<p>第4期 自 平成23年 2月26日 至 平成24年 2月27日</p>
<p>当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。</p>	

(1)金融商品の状況に関する事項

<p>第3期 自 平成22年 2月26日 至 平成23年 2月25日</p>	<p>第4期 自 平成23年 2月26日 至 平成24年 2月27日</p>
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドは、投資信託受益証券を実質的な主要投資対象としております。保有する投資信託受益証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。投資信託受益証券は、価格変動リスク、流動性リスク、為替変動リスク及びカントリーリスク等のリスクに晒されております。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p>

<p>3.金融商品に係るリスク管理体制 ファンドのリスクを適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。また、運用部門から独立した投資政策委員会によりリスクのモニタリング等のリスク分析管理を行うと同時にコンプライアンス部門によりファンドの運用の基本方針の遵守状況のチェックを行っており、この結果は投資政策委員会を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左
<p>4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第3期 平成23年 2月25日現在	第4期 平成24年 2月27日現在
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	同左
<p>2.時価の算定方法 (1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第3期 平成23年2月25日現在	第4期 平成24年2月27日現在
	損益に含まれた 評価差額（円）	損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	18,445,538	3,350,766
合計	18,445,538	3,350,766

（デリバティブ取引関係に関する注記）

第3期 自 平成22年2月26日 至 平成23年2月25日	第4期 自 平成23年2月26日 至 平成24年2月27日
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第3期 自 平成22年2月26日 至 平成23年2月25日	第4期 自 平成23年2月26日 至 平成24年2月27日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、当該事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第3期 平成23年2月25日現在	第4期 平成24年2月27日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8508円 (8,508円)	0.8300円 (8,300円)

（重要な後発事象に関する注記）

第3期 自 平成22年2月26日 至 平成23年2月25日	第4期 自 平成23年2月26日 至 平成24年2月27日
該当事項はありません。	同左

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

イ．株式

該当事項はありません。

ロ．株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (口)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドS A	144,280,642	132,839,187	
	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドS A	87,316,060	72,227,844	
	さわかみファンド	123,219,634	144,536,630	
	T M A 長期投資ファンド	100,689,152	85,938,191	
投資信託受益証券 合計		455,505,488	435,541,852	
合計		455,505,488	435,541,852	

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等および時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成24年4月末日現在

資産総額	493,485,042円
負債総額	1,574,621円
純資産総額（ - ）	491,910,421円
発行済数量	599,004,976口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.8212円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前 の申請のある場合には、前 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前 の振替機関等が振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたとときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約金の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

a. 資本金の額

資本金	235 百万円
発行する株式総数	720,000 株
（内訳）	
甲種類株式	400,000 株
乙種類株式	320,000 株
計	720,000 株
発行済株式総数	125,060 株
（内訳）	
甲種類株式	59,918 株
乙種類株式	105,142 株
計	165,060 株

（注）種類株式の内容は次のとおりであります。

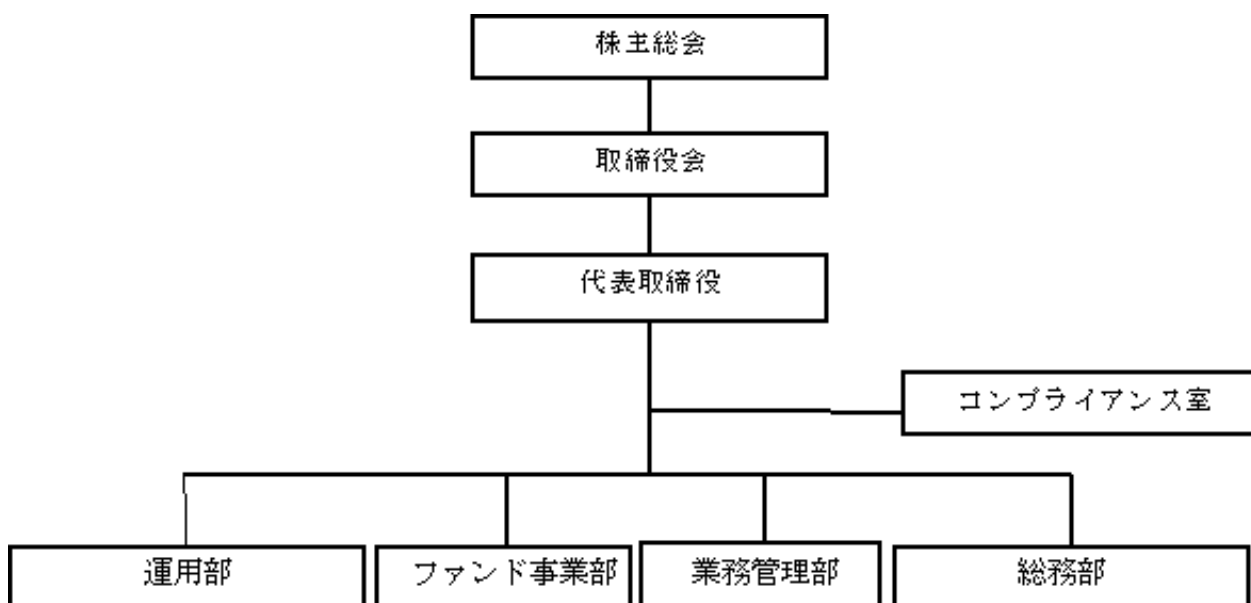
乙種類株式 議決権を有しません。

最近5年間の資本金の変動

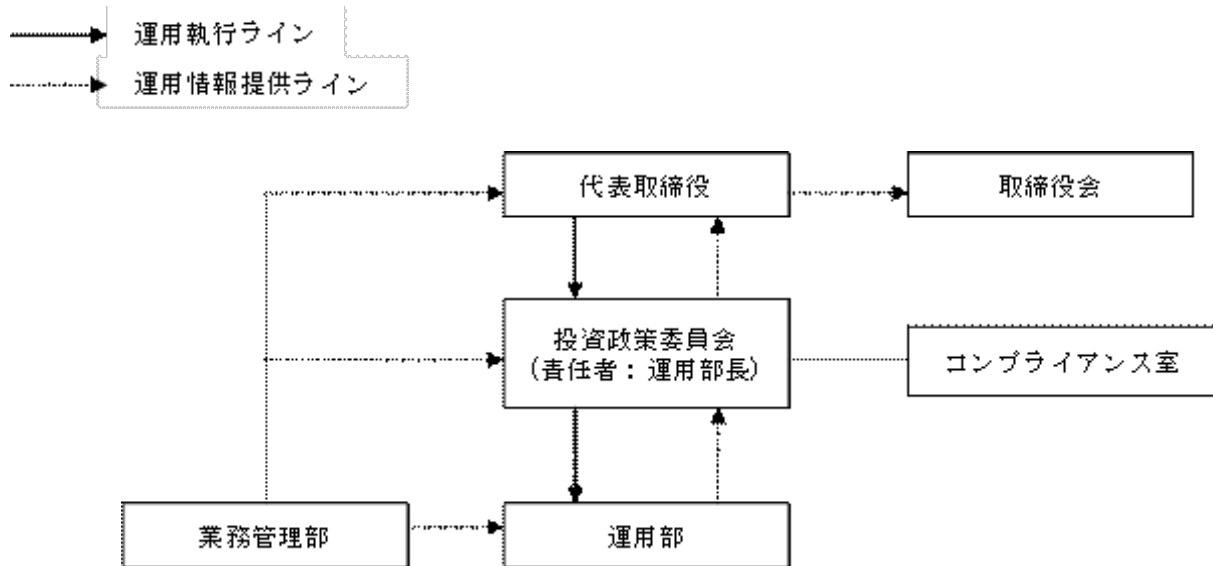
平成20年12月12日	増資 30百万円（資本金 150百万円）
平成21年 7月17日	増資 35百万円（資本金 185百万円）
平成22年 7月30日	増資 25百万円（資本金 210百万円）
平成23年 7月 4日	増資 25百万円（資本金 235百万円）

b. 会社の機構

会社組織図

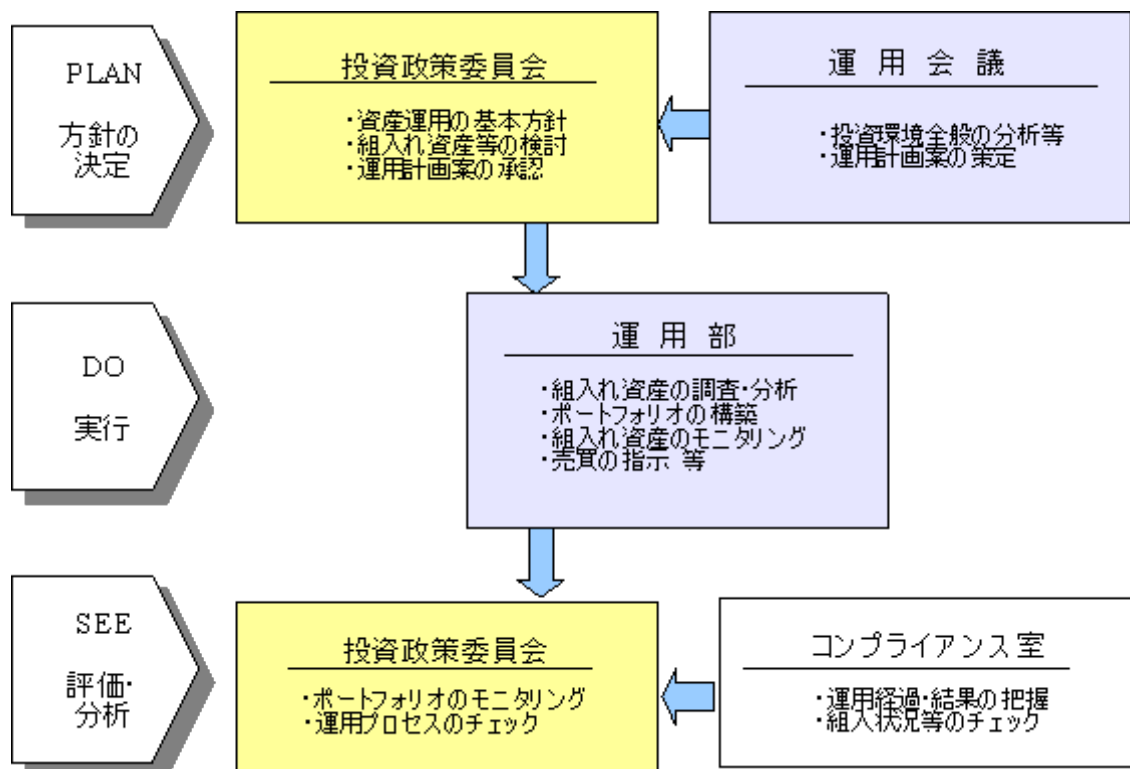


投資運用の意思決定機構



（運用体制）

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



* 運用体制は平成24年4月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

* 当社では、信託財産の適正な運用および受益者との利害相反となる取引の防止を目的として、「内部者取引の管理等に関する規則」「コンプライアンス・マニュアル」等の社内諸規則を設けております。また、「運用規程」「ファンドマネージャー規程」を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めております。

< 運用会議 >

毎週1回会議を開催
運用部長および運用担当者で構成
投資環境全般の分析・検討、資産配分の検討
運用計画案の策定

?

<投資政策委員会>

毎月1回会議を開催

運用部長を議長とし、代表取締役、運用担当者、業務管理部長、コンプライアンス室長で構成

資産運用の基本方針、組入れ資産等の検討および運用部からの運用計画案を承認

投資政策委員会議事録を作成

?

<運用部>

投資政策委員会の決定した運用計画の実行（ポートフォリオの構築、売買の指示）、組入れ資産の調査・分析およびモニタリング等

?

<投資政策委員会>

運用成果、運用プロセス等のチェックおよび分析管理

ポートフォリオのモニタリングおよび評価

<コンプライアンス室>

運用経過および結果の把握

運用の基本方針等の遵守状況のチェック

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集（第二種金融商品取引業）を行っています。

委託会社が運用の指図及び受益証券の直接募集する証券投資信託は平成24年4月末現在、以下の通りです。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	3本	1,717,490,677円

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるクローバー・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条および「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第5期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）は改正前の財務諸表等規則に基づき、第6期事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、株式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

- (2) 財務諸表の記載金額は、従来単位未満の端数を四捨五入して記載しておりましたが、第7期事業年度に係る中間会計期間より単位未満を切り捨てて記載することとしました。なお、第5期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）及び第6期事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）の財務諸表は表示未満単位を四捨五入のまま記載しております。
- (3) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期事業年度（自平成21年4月1

日 至 平成22年3月31日）及び第6期事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）の財務諸表について、イデア監査法人の監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期事業年度に係る中間会計期間（自平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）の中間財務諸表については、イデア監査法人の中間監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

科目	期別	第5期 (平成22年3月31日現在)		第6期 (平成23年3月31日現在)	
		金額(千円)	構成比	金額(千円)	構成比
(資産の部)			%		%
流動資産					
現金及び預金		5,707		7,270	
直販顧客分別金信託		33,900		35,000	
未収委託者報酬		297		1,060	
たな卸資産		835		-	
未収入金		1,043		2,368	
前払費用		393		593	
その他		297		-	
流動資産合計		42,472	60.6	46,290	44.2
固定資産					
有形固定資産 1		1,888	2.7	3,511	3.4
建物		-		1,623	
器具備品		1,888		1,565	
その他		-		324	
無形固定資産 2		8,430	12.0	10,716	10.2
ソフトウェア		8,430		10,716	
投資その他の資産		17,309	24.7	44,202	42.2
投資有価証券		14,092		39,689	
長期前払費用		3,017		1,917	
その他		200		2,597	
固定資産合計		27,627	39.4	58,429	55.8
資産合計		70,099	100.0	104,719	100.0

科目	期別	第5期 (平成22年3月31日現在)		第6期 (平成23年3月31日現在)	
		金額(千円)	構成比	金額(千円)	構成比

(負債の部)			%		
流動負債					
預り金	3	214		836	
未払金		11,174		1,531	
未払費用		1,685		2,482	
未払法人税等		651		1,047	
流動負債合計		13,724	19.6	5,895	5.6
固定負債					
繰延税金負債		1,663		1,623	1.6
固定負債合計		1,663	2.4	1,623	1.6
負債合計		15,387	22.0	7,517	7.2

科目	期別	第5期 (平成22年3月31日現在)		第6期 (平成23年3月31日現在)	
		金額(千円)	構成比	金額(千円)	構成比
(純資産の部)					
株主資本					
資本金		185,000	263.9	210,000	200.5
資本剰余金		-		119,861	114.5
資本準備金		-		119,861	
利益剰余金		132,717	189.3	224,614	214.5
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		132,717		224,614	
自己株式		-	-	9,490	9.1
株主資本合計		52,283	74.6	95,757	91.4
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		2,429		1,444	
評価・換算差額等合計		2,429	3.4	1,444	1.4
純資産合計		54,712	78.0	97,201	92.8
負債・純資産合計		70,099	100.0	104,719	100.0

(2)【損益計算書】

科目	期別	第5期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		第6期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
		金額(千円)	百分比	金額(千円)	百分比

営業収益			%			%
委託者報酬		2,837			10,607	
営業収益計		2,837	100.0		10,607	100.0
営業費用						
支払手数料		2,140			2,283	
広告宣伝費		1,135			7,288	
委託計算費		13,226			13,992	
営業雑経費		7,382			11,734	
通信費	1,527			2,232		
印刷費	1,560			3,378		
協会費	1,977			2,032		
その他	2,317			4,092		
営業費用計		23,883	841.9		35,296	332.7
一般管理費						
給料		23,179			40,823	
役員報酬	4,900			5,480		
給料手当	18,279			35,343		
交際費		33			45	
旅費交通費		891			1,664	
租税公課		792			1,371	
地代家賃		1,708			5,873	
減価償却費		2,133			5,087	
諸経費		3,125			11,586	
通信費	938			1,170		
消耗品費	461			1,441		
水道光熱費	175			539		
支払手数料	1,367			6,150		
その他	184			2,286		
一般管理費計		31,860	1,123.1		66,449	626.4
営業損失		52,907	1,865.0		91,137	859.2
営業外収益						
受取利息		28			32	
雑収入		7			12	
営業外収益計		36	1.3		44	0.4
営業外費用						
雑損失		2			5	
営業外費用計		2	0.1		5	0.1
経常損失		52,873	1,863.8		91,098	858.8

特別損失						
固定資産除却損 1	244			-		
投資有価証券売却損	-			88		
特別損失計		244	8.6		88	0.8
税引前当期純損失		53,116	1,872.4		91,186	859.6
法人税、住民税及び事業税		420	14.8		710	6.7
当期純損失		53,536	1,887.2		91,896	866.3

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第5期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第6期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	150,000	185,000
当期変動額		
新株の発行	35,000	25,000
当期変動額合計	35,000	25,000
当期末残高	185,000	210,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
合併による増加	-	94,861
新株の発行	-	25,000
当期変動額合計	-	119,861
当期末残高	-	119,861
資本剰余金合計		
前期末残高	-	-
当期変動額		
合併による増加	-	94,861
新株の発行	-	25,000
当期変動額合計	-	119,861
当期末残高	-	119,861
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	79,181	132,717
当期変動額		
当期純損失	53,536	91,896

当期変動額合計	53,536	91,896
当期末残高	132,717	224,614
利益剰余金合計		
前期末残高	79,181	132,717
当期変動額		
当期純損失	53,536	91,896
当期変動額合計	53,536	91,896
当期末残高	132,717	224,614
自己株式		
前期末残高	-	-
当期変動額		
自己株式の取得	-	9,490
当期変動額合計	-	9,490
当期末残高	-	9,490
株主資本合計		
前期末残高	70,819	52,283
当期変動額		
合併による増加	-	94,861
新株の発行	35,000	50,000
当期純損失	53,536	91,896
自己株の取得	-	9,490
当期変動額合計	18,536	43,474
当期末残高	52,283	95,757
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	336	2,429
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,093	985
当期変動額合計	2,093	985
当期末残高	2,429	1,444
評価・換算差額等合計		
前期末残高	336	2,429
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	2,093	985
当期変動額合計	2,093	985
当期末残高	2,429	1,444
純資産合計		
前期末残高	71,155	54,712

当期変動額		
合併による増加	-	94,861
新株の発行	35,000	50,000
当期純損失	53,536	91,896
自己株式の取得	-	9,490
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	2,093	985
当期変動額合計	16,443	42,490
当期末残高	54,712	97,201

重要な会計方針

項目	期別	第5期	第6期
		自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価 方法		<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日末日の市場価格等に基づく 時価法（評価差額は、全部純資産 直入法により処理し、売却原価は、 移動平均法により算定）</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p>
2. たな卸資産の評価基準及び評 価方法		<p>最終仕入原価法に基づく原価法 （収益性の低下による簿価切下げ の方法）</p>	-
3. 固定資産の減価償却の方法		<p>(1)有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、取得価額10万円以上20万円 未満の少額減価償却資産について は、3年間で均等償却してありま す。 主な耐用年数は以下の通りであり ます。 器具備品 3～6年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却してありま す。 なお、自社利用のソフトウェア については、社内における見込 利用可能期間（5年）に基づき 償却しております。</p>	<p>(1)有形固定資産 同左 主な耐用年数は以下の通りで あります。 建物 15年 器具備品 2～15年</p> <p>(2)無形固定資産 同左</p>

4.その他財務諸表作成のための重要な事項	(3)長期前払費用 均等償却によっております。 なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(3)長期前払費用 同左 同左
----------------------	---	---------------------------

会計方針の変更

第5期	第6期
自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
	<p>(資産除去債務に関する会計基準等の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。</p> <p>(企業結合に関する会計基準等の適用) 当事業年度より「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

表示方法の変更

第5期	第6期
自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
<p>(貸借対照表)</p> <p>1.前事業年度において「売掛金」として表示していたものは、「未収委託者報酬」として記載しております。</p> <p>(損益計算書)</p> <p>1.前事業年度において「信託報酬」として表示していたものは、「委託者報酬」として記載しております。</p> <p>2.前事業年度において営業費用の「諸会費」として表示していたものは、営業雑経費の「協会費」として表示しております。</p>	

注記事項

（貸借対照表関係）

第5期	第6期
自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
1 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 3,398千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 175千円 器具備品 5,450千円
2 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 680千円	2 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 3,379千円
3 預り金 このうち投資信託の直販に伴う顧客からの預り金 は162千円です。	3 預り金 このうち投資信託の直販に伴う顧客からの預り金 は660千円です。

（損益計算書関係）

第5期	第6期
自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日
1 固定資産除却損の内訳 ソフトウェア 244千円	-

（株主資本等変動計算書関係）

第5期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数（株）
甲種類株式	1,600	14,400	-	16,000
乙種類株式	1,400	19,600	-	21,000
合計	3,000	34,000	-	37,000

（変動事由の概要）

1. 甲種類株式の増加数の内訳は、次の通りであります。
平成22年1月15日の株式分割による増加 14,400株
2. 乙種類株式の増加数の内訳は、次の通りであります。
第三者割当増資による新株式発行による増加 700株
平成22年1月15日の株式分割による増加 18,900株

第6期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数（株）
甲種類株式	16,000	43,918	-	59,918
乙種類株式	21,000	44,142	-	65,142

合計	37,000	88,060	-	125,060
----	--------	--------	---	---------

（変動事由の概要）

1. 甲種類株式の増加数の内訳は、次の通りであります。

合併による新株発行による増加 41,418株

第三者割当増資による新株発行による増加 2,500株

2. 乙種類株式の増加数の内訳は、次の通りであります。

合併による新株発行による増加 21,642株

第三者割当増資による新株発行による増加 22,500株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
甲種類株式	-	960	-	960
乙種類株式	-	3,420	-	3,420
合計	-	4,380	-	4,380

（変動事由の概要）

1. 甲種類株式の増加数の内訳は、次の通りであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加 960株

2. 乙種類株式の増加数の内訳は、次の通りであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加 3,420株

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第5期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金および自社設定投資信託に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。また、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないものと認識しております。投資有価証券は基準価額の変動リスクに晒されております。これら資金運用に係るリスクは、管理部門による継続的なモニタリングにより管理しております。

未払金等の負債は全て1年内の支払期日であり、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画の作成などにより当該リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	5,707	5,707	-
(2)直販顧客分別金信託	33,900	33,900	-
(3)未収委託者報酬	297	297	-
(4)未収入金	1,043	1,043	-
(5)投資有価証券 其他有価証券	14,092	14,092	-
資産計	55,039	55,039	-
(1)未払金	11,174	11,174	-
(2)未払費用	1,685	1,685	-
(3)未払法人税等	651	651	-
負債計	13,510	13,510	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金(2)直販顧客分別金信託(3)未収委託者報酬(4)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

 其他有価証券

投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価格によっております。

負債

(1)未払金(2)未払費用(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,707	-	-	-
直販顧客分別金信託	33,900	-	-	-
未収委託者報酬	297	-	-	-
未収入金	1,043	-	-	-
投資有価証券 其他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-
合計	40,947	-	-	-

(追加情報)当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

第6期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金および投資信託に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。また、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないものと認識しております。投資有価証券は基準価額の変動リスクに晒されております。これら資金運用に係るリスクは、管理部門による継続的なモニタリングにより管理しております。

未払金等の負債は全て1年内の支払期日であり、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画の作成などにより当該リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	7,270	7,270	-
(2)直販顧客分別金信託	35,000	35,000	-
(3)未収委託者報酬	1,060	1,060	-
(4)未収入金	2,368	2,368	-
(5)投資有価証券 其他有価証券	39,689	39,689	-
資産計	85,386	85,386	-
(1)未払金	1,531	1,531	-
(2)未払費用	2,482	2,482	-
(3)未払法人税等	1,047	1,047	-
負債計	5,059	5,059	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金(2)直販顧客分別金信託(3)未収委託者報酬(4)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

 其他有価証券

投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価格によっております。

負債

(1)未払金(2)未払費用(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっておりま
す。

(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	7,270	-	-	-
直販顧客分別金信託	35,000	-	-	-
未収委託者報酬	1,060	-	-	-
未収入金	2,368	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-
合計	45,697	-	-	-

(有価証券関係)

第5期（平成22年3月31日現在）

1. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,092	10,000	4,092
	小計	14,092	10,000	4,092
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		14,092	10,000	4,092

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

第6期（平成23年3月31日現在）

1. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式			
	債券			
	その他	13,993	10,000	3,993
	小計	13,993	10,000	3,993

貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式			
	債券 その他	25,696	26,622	926
	小計	25,696	26,622	926
合計		39,689	36,622	3,067

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
2,000		88

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

(単位：千円)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	第5期 (平成22年3月31日現在)	第6期 (平成23年3月31日現在)
(繰延税金資産)		
繰越欠損金	53,936	90,294
未払事業税	94	137
繰延税金資産小計	54,030	90,431
評価性引当額	54,030	90,431
繰延税金資産合計	-	-
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	1,663	1,623
繰延税金負債合計	1,663	1,623
繰延税金資産の純額	1,663	1,623

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

第5期 (平成22年3月31日現在)	第6期 (平成23年3月31日現在)
税引前当期純損失であるため記載していません。	税引前当期純損失であるため記載していません。

(セグメント情報等)

第6期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

(追加情報)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(企業結合関係)

第6期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称

- ・ 楽知ん投信株式会社
- ・ かいたく投信株式会社

(2) 被取得企業の事業の内容

- イ．投資運用業
- ロ．第二種金融商品取引業

(3) 企業結合を行った主な理由

3社合併により、システム費用、人件費などの経費を大幅に削減し、経営効率を高め、収益改善を早期に取り組み、経営の安定化をはかるために経営統合いたしました。

(4) 企業結合日

平成22年4月1日

(5) 企業結合の法的形式

吸収合併

(6) 結合後企業の名称

クローバー・アセットマネジメント株式会社
（旧社名：浪花おふくろ投信株式会社）

(7) 取得した議決権比率

100.0%

(8) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の株式を交付した合併であること及び総体としての株主が占める相対的な議決権比率により、クローバー・アセットマネジメント株式会社（旧社名：浪花おふくろ投信株式会社）を取得企業に決定いたしました。

2. 財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

3. 取得原価の算定に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

新株発行 94,861千円

(2) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数

株式の種類別の交換比率

甲を当社、乙を楽知ん投信株式会社、丙をかいたく投信株式会社としますと、

乙の普通株式10株につき、甲の甲種類株式9株の割合

丙のA種類株式10株につき、甲の甲種類株式6株の割合

丙のB種類株式10株につき、甲の乙種類株式6株の割合

交換比率の算定方法

専門家による株価評価結果を参考として、合併当事者間において協議の上算定しました。

交付株式数

甲種類株式：41,418株

乙種類株式：21,642株

4. 取得原価の配分に関する事項

(1) 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額並びにその主な内訳

	(単位：千円)
流動資産	70,986
固定資産	32,734
資産計	103,719
流動負債	8,859
固定負債	-
負債計	8,859
純資産計	94,861

(2) のれんに関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第5期		第6期	
自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日		自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	
1株当たり純資産額	1,478円70銭	1株当たり純資産額	805円44銭
1株当たり当期純利益金額	1,536円36銭	1株当たり当期純利益金額	847円17銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため及び1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため及び1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎		1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
当期純利益(千円)	53,536	当期純利益(千円)	91,896
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	53,536	普通株式に係る当期純利益(千円)	91,896

普通株式の期中平均株式数（株）	34,846	普通株式の期中平均株式数（株）	108,474
1株当たり純資産額の算定上の基礎		1株当たり純資産額の算定上の基礎	
純資産の部の合計（千円）	54,712	純資産の部の合計（千円）	97,201
純資産の部から控除する合計額（千円）	-	純資産の部から控除する合計額（千円）	-
普通株式に係る期末の純資産（千円）	54,712	普通株式に係る期末の純資産（千円）	97,201
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数（株）	37,000	1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数（株）	120,680
（注）甲種類株式及び乙種類株式については、普通株式と同等の取扱をしております。		（注）甲種類株式及び乙種類株式については、普通株式と同等の取扱をしております。	

（重要な後発事象）

第5期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

（当社と楽知ん投信株式会社、かいたく投信株式会社との合併について）

当社は、平成22年4月1日に楽知ん投信株式会社、かいたく投信株式会社と合併いたしました。また、同日に、当社はクローバー・アセットマネジメント株式会社に社名変更しました。合併に関する事項の概要は以下の通りです。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称

- ・ 楽知ん投信株式会社
- ・ かいたく投信株式会社

(2) 被取得企業の事業の内容

- イ．投資運用業
- ロ．第二種金融商品取引業

(3) 企業結合を行った主な理由

3社合併により、システム費用、人件費などの経費を大幅に削減し、経営効率を高め、収益改善を早期に取り組み、経営の安定化をはかるために経営統合いたしました。

(4) 企業結合日

平成22年4月1日

(5) 企業結合の法的形式

当社による吸収合併

(6) 結合後企業の名称

クローバー・アセットマネジメント株式会社
（旧社名：浪花おふくろ投信株式会社）

(7) 取得した議決権比率

100.0%

(8) 取得企業を決定するに至った主な根拠

経営理念および会社設立経緯が一致していることや、使用している計理システムが同じであることから、経営統合が容易でその効果も見込まれる楽知ん投信株式会社およびかいたく投信株式会社を取得企業に決定いたしました。

2. 取得原価の算定に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

新株発行 94,861千円

(2) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数

株式の種類別の交換比率

甲を当社、乙を楽知ん投信株式会社、丙をかいたく投信株式会社としますと、

乙の普通株式10株につき、甲の甲種類株式9株の割合

丙のA種類株式10株につき、甲の甲種類株式6株の割合

丙のB種類株式10株につき、甲の乙種類株式6株の割合

交換比率の算定方法

専門家による株価評価結果を参考として、合併当事者間において協議の上算定しました。

交付株式数

甲種類株式：41,418株

乙種類株式：21,642株

3.取得原価の配分に関する事項

(1)企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額並びにその主な内訳

	(単位：千円)
流動資産	70,986
固定資産	32,734
資産計	103,719
流動負債	8,859
固定負債	-
負債計	8,859
純資産計	94,861

(2)のれんに関する事項

該当事項はありません。

(株式発行について)

平成22年6月19日開催の取締役会において、第三者割当による新株式発行を決議し、平成22年7月30日付で払込が行われました。その概要は以下のとおりです。

- 発行する株式の種類及び数 甲種類株式： 2,500株
乙種類株式： 22,500株
- 発行価額 甲種類株式1株につき2,000円
乙種類株式1株につき2,000円
- 発行価額の総額 50,000,000円
- 発行価額のうち資本に組み入れる額 25,000,000円
- 資金の用途 運転資金

第6期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）（株式発行について）

平成23年6月20日開催の取締役会において、第三者割当による新株式発行を決議し、平成23年7月4日付で払込みが行われました。その概要は以下の通りです。

- 発行する株式の種類及び数 乙種類株式： 40,000株
- 発行価額 乙種類株式1株につき1,250円
- 発行価額の総額 50,000,000円
- 発行価額のうち資本に組み入れる額 25,000,000円
- 資金の用途 運転資金

中間財務諸表

（中間貸借対照表）

（単位：千円）

科目	期別	第7期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)	
		金額	構成比
			%
（資産の部）			
流動資産			
現金及び預金		35,122	
直販顧客分別金信託		30,000	
未収委託者報酬		1,052	
前払費用		659	
未収入金		730	
流動資産合計		67,564	59.7
固定資産			
有形固定資産 1		2,840	2.5
無形固定資産		9,299	8.2
投資その他の資産		33,293	29.4
投資有価証券	29,279		
その他	4,013		
固定資産合計		45,433	40.2
資産合計		112,997	100.0

（単位：千円）

科目	期別	第7期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)	
		金額	構成比
			%
（負債の部）			
流動負債			
未払金		1,625	
未払費用		2,840	
未払法人税等		691	
顧客からの預り金		1,468	
その他		85	
流動負債合計		6,710	5.9
固定負債			
繰延税金負債		692	
固定負債合計		692	0.6
負債合計		7,403	6.5
（純資産の部）			
株主資本			

資本金		235,000	207.9
資本剰余金		144,860	128.1
資本準備金	144,860		
利益剰余金		262,930	232.6
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	262,930		
自己株式		9,490	8.3
株主資本合計		107,440	95.0
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		1,846	
評価・換算差額等合計		1,846	1.6
純資産合計		105,594	93.4
負債・純資産合計		112,997	100.0

(中間損益計算書)

(単位：千円)

科目	期別	第7期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	
		金額(千円)	百分比
営業収益			%
委託者報酬		6,115	
営業収益計		6,115	100.0
営業費用		13,791	225.5
一般管理費 1		29,759	486.6
営業損失		37,435	612.1
営業外収益 2		90	1.4
営業外費用		2	0.0
経常損失		37,348	610.7
特別損失 3		613	10.0
税引前中間純損失		37,961	620.7
法人税、住民税及び事業税		355	5.8
中間純損失		38,316	626.5

(中間株主資本等変動計算書)

(単位：千円)

	第7期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
--	--

株主資本	
資本金	
当期首残高	210,000
当中間期変動額	
新株の発行	25,000
当中間期変動額合計	25,000
当中間期末残高	235,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	119,860
当中間期変動額	
新株の発行	25,000
当中間期変動額合計	25,000
当中間期末残高	144,860
資本剰余金合計	
当期首残高	119,860
当中間期変動額	
新株の発行	25,000
当中間期変動額合計	25,000
当中間期末残高	144,860
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	224,613
当中間期変動額	
中間純損失	38,316
当中間期変動額合計	38,316
当中間期末残高	262,930
利益剰余金合計	
当期首残高	224,613
当中間期変動額	
中間純損失	38,316
当中間期変動額合計	38,316
当中間期末残高	262,930
自己株式	
当期首残高	9,490
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	9,490

株主資本合計	
当期首残高	95,757
当中間期変動額	
新株の発行	50,000
中間純損失	38,316
当中間期変動額合計	11,683
当中間期末残高	107,440
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	1,444
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の	3,290
当中間期変動額（純額）	
当中間期変動額合計	3,290
当中間期末残高	1,846
評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,444
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の	3,290
当中間期変動額（純額）	
当中間期変動額合計	3,290
当中間期末残高	1,846
純資産合計	
当期首残高	97,201
当中間期変動額	
新株の発行	50,000
中間純損失	38,316
株主資本以外の項目の	3,290
当中間期変動額（純額）	
当中間期変動額合計	8,392
当中間期末残高	105,594

（継続企業の前提に関する事項）

第7期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

継続企業の前提に関する重要な疑義について

当社は創業以来連続して営業損失を計上しておりますが、当中間会計期間においても37,435千円の大規模な営業損失を計上しており、投資運用業の登録要件である一定の純資産額（50,000千円）の維持及び事業資金の確保が当面必要とされる状況にあります。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、次のような施策を実施いたします。

1. 収益性の改善へ向けた対応

当社事業のビジネスモデルは、投資初心者に対して長期投資の必要性を啓蒙して、時間をかけた財産作りを実践していただくことを目標としているため、顧客数の増加や、顧客一人当たりのファンドの純資産額の増加には時間がかかっているのが現状ですが、より早期の収益基盤確立に向けて、以下の経営改善施策を早急に実施してまいります。

新たな顧客開拓

Facebook などソーシャル・メディアを活用したセミナーの集客、ゲストスピーカーを呼んでのコラボセミナーなどを積極的に行ってまいります。

新規ファンドの設定

4本目となるファンド・オブ・ファンズの設定や直接現物株に投資するファンドの設定・販売を行います。

大幅なコスト削減

3社合併によりすでに費用の削減を実施しておりますが、大阪、東京の事務所を1カ所に統合することで、事務所賃貸料およびシステム代などのさらなる経費の大幅な削減を行い、これに伴い重複する人員の削減など人件費についてもさらなる見直しを行います。

2. 財務体質強化に向けた対応

増資

既存株主および支援者からの増資を数回に分け実施するべく交渉を進めてまいります。また、投資信託委託業に関心のある企業からの増資など資本提携についても継続的に交渉を行います。

しかしながら当社の事業の継続は上記の諸施策の成否に依存しており、収益拡大施策については実施途上のため当初予定した計画どおりに推進できない可能性があり、また資金の確保については現在交渉を進めている段階にあり、今後の具体的な対策は確定していないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとともに、当社存続に重大な懸念を生ずる可能性が存在します。

なお、中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間財務諸表には反映しておりません。

(重要な会計方針)

項目	第7期中間会計期間
	自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>其他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 定率法により償却しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建物・・・15年 器具備品・・・2～15年</p>

3. その他の中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(2)無形固定資産 定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づき償却しております。</p> <p>消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>
-------------------------------	--

(追加情報)

第7期中間会計期間
自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日
<p>(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）」を適用しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第7期中間会計期間末
平成23年 9月30日現在
(1)有形固定資産から控除した減価償却累計額は、6,457千円であります。

(中間損益計算書関係)

第7期中間会計期間
自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日
<p>(1)減価償却実施額 有形固定資産 670千円 無形固定資産 1,416千円</p> <p>(2)営業外収益のうち主なもの 雑収入 印税 60千円</p> <p>(3)特別損失のうち主なもの 投資有価証券売却損 613千円</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

第7期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
甲種類株式	59,918	-	-	59,918

乙種類株式	65,142	40,000	-	105,142
合計	125,060	40,000	-	165,060

（変動事由の概要）

乙種類株式の増加数の内訳は、次の通りであります。

第三者割当増資による新株式発行による増加40,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
甲種類株式	960	-	-	960
乙種類株式	3,420	-	-	3,420
合計	4,380	-	-	4,380

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第7期中間会計期間末（平成23年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	35,122	35,122	-
(2)直販顧客分別金信託	30,000	30,000	-
(3)未収委託者報酬	1,052	1,052	-
(4)投資有価証券 その他有価証券	29,279	29,279	-
資産計	95,454	95,454	-
(1)未払金	1,625	1,625	-
負債計	1,625	1,625	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金(2)直販顧客分別金信託(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

その他有価証券

投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価格によっております。

負債

(1)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

1．その他有価証券

（単位：千円）

種類	当期中間会計期間末 (平成23年9月30日)		
	中間貸借対照 表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	11,704	10,000	1,704
小計	11,704	10,000	1,704
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	17,575	20,433	2,858
小計	17,575	20,433	2,858
合計	29,279	30,433	1,153

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第7期中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）

1．セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2)地域ごとの情報

営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

（1株当たり情報）

第7期中間会計期間

自 平成23年 4月 1日	
至 平成23年 9月30日	
1株当たり純資産	657円16銭
1株当たり中間純利益金額	278円01銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため及び1株当たり中間純損失が計上されているため記載しておりません。	
1株当たり中間純損失の算定上の基礎	
中間純損失	38,316千円
普通株式に帰属しない金額	- 千円
普通株式に係る中間純損失	38,316千円
期中平均株式数	137,822株
(注) 甲種類株式及び乙種類株式については、普通株式と同等の取扱いをしております。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役、その他役員に類する役職にある者または使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令が定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当するものをいいます。以下

において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

取締役の変更

取締役は、株主総会において選任及び解任します。取締役の変更があった場合には、監督官庁に届出

を行います。また、委託会社の常務に従事する取締役が、他の会社の常務に従事し、あるいは事業を営もうとする場合には、監督官庁の承認が必要となります。

訴訟事件その他重要事項

有価証券届出書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	3,420億円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

平成24年4月1日現在

(2) 販売会社

当ファンドの委託会社であるクローバー・アセットマネジメント株式会社は、自己が発行した当ファンドの受益権を自ら募集する「販売会社」も兼ねております。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社として、信託財産の管理・処分、信託財産の計算を行い、分配金、解約金及び償還金の交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、所定の事務を委託します。

<再信託受託者の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金：51,000百万円（平成24年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集および販売の取扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）および投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・一時解約金・償還金の支払いに関する事務などを行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- 目論見書の表紙にロゴマークや図案、またはファンドの形態などを記載することがあります。また、金融商品取引法に基づき、投資家の請求により交付される目論見書（請求目論見書）である旨を記載することがあります（請求目論見書の場合）。
- 目論見書の表紙裏に「金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項」を記載することがあります。また、有価証券届出書の内容を記載した目論見書（請求目論見書）は、委託会社のホームページ

ジで閲覧、ダウンロードすることができる旨を記載します。

- (3) 目論見書に有価証券届出書本文の主要内容及び有価証券取引に関する約款等を要約し、「目論見書の概要」として冒頭に記載することがあります。
- (4) 本有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」の記載内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
また、「第二部 ファンド情報」の情報の一部をグラフ化して目論見書に記載することがあります。
- (5) 目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがあります。
- (6) 交付目論見書には信託約款の主な内容が含まれていますが、信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- (7) 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (8) 目論見書は目論見書の別称として次を使用する場合があります。
「投資信託説明書（交付目論見書）」
「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (9) 目論見書に、下記文言を使用することがあります。
 - ・ 『らくちんファンド』への投資につきましては、下記の点を十分ご理解いただいたうえで、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
 - ・ ファンドは、金融機関の預貯金や保険契約とは商品性が異なり、預金保険及び保険契約者保護の対象ではありません。
 - ・ 弊社の販売するファンドは、主に投資信託証券などの値動きのある証券に投資します。また、外貨建て証券を投資対象とする投資信託証券には為替の変動もあります。なお、組入証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、基準価額は変動しますし、購入時の価額を下回ることもあります。
 - ・ ファンドに投資することに伴う上記のようなりスクは、お客様のご負担となります。もちろん、ファンドへの投資による損益も、全てお客様に帰属します。

独立監査人の監査報告書

平成24年5月16日

クローバー・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員

公認会計士 立野 晴朗 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているらくちんファンドの平成23年2月26日から平成24年2月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、らくちんファンドの平成24年2月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クローバー・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年11月15日

クローバー・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員 公認会計士 立野 晴朗
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクローバー・アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クローバー・アセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

* 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年5月16日

クローバー・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員

公認会計士 立野 晴朗

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクローバー・アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、クローバー・アセットマネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続して営業損失を計上し、投資運用業の登録要件である一定の純資産額の維持及び事業資金の確保が必要とされる状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

* 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年5月17日

クローバー・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 立野 晴朗 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているらくちんファンドの平成22年2月26日から平成23年2月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、らくちんファンドの平成23年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クローバー・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年11月16日

クローバー・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

イ デ ア 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 立野 晴朗 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクローバー・アセットマネジメント株式会社（旧社名：浪花おふくろ投信株式会社）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クローバー・アセットマネジメント株式会社（旧社名：浪花おふくろ投信株式会社）の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年4月1日に楽知ん投信株式会社及びかいたく投信株式会社と合併した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

* 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。